

阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラム
フォローアップ委員会（第1回） 開催概要

1. 日 時 平成14年6月24日（月） 13:30～15:30
2. 場 所 ラッセ・ホール 5階 サンフラワーの間
3. 出席者 端信行委員長、岩原雅子委員、角野幸博委員、河内厚郎委員、
小林郁雄委員、北条勝利委員、松原一郎委員、森綾子委員
4. 議事内容

（復興仕上げ3か年の基本的な考え方等について）

「後期5か年推進プログラム」で示した基本的な視点や施策方向を大前提として、仕上げの3か年をどのような考え方でどこに力を入れてやっていくのか、あるいは「復興」というプログラムをどのようにして終わらせるのか、そのために何が必要なのかを考えていかなければならない。

どこの地域、どんな人々、どの産業分野の課題が残っているのかを明確に区分けして考えていくべきである。また、震災を機に新しい流れが出てきているようなものについて、あと3年でどこまで何ができるのかを考えていかなければならない。

経済のグローバル化など社会経済情勢が大きく変化しており、当初計画をつくった時からかなり事情が異なってきている。ケミカルシューズ等の地場産業のみならず、電機、鉄鋼、造船等の日本の従来型産業では立ち行かなくなっており、震災前の状態に100%戻るということはあり得ないのではないか。こうした時代の変化を捉え、このすき間をどう埋めるのかを再度点検する必要がある。また、産業復興については、「経済・雇用再活性化プログラム」と一体となった推進を図る必要がある。

地域によって現状や課題は異なっており、地域毎に問題点を洗い出す必要がある。それぞれの地域が震災によってどう変化したのか、新たに出てきたものがどう作用しているのかを検証する必要がある。

また、量の変化だけを評価するのではなく、質の変化を積極的に評価しなければならない。例えば、量が8割に止まっているとしても、質はよくなっているのかもしれない。

どこかが評価主体となって、復興についての政策評価を行うべきである。たとえ不完全ではあっても政策評価をやるということに意味がある。それに対して住民からいろいろな意見をもらって対話型で進めればよいのではないか。

フォローアップ委員会には評価委員会としての役割もある。まちの復興の姿は、地域によって異なるものであるため、評価基準も多様であり、一般的・包括的な評価では復興の仕上げにつながらない。したがって、復興の仕上げの評価は、震災5年目の復興国際検証のような専門家による評価では意味がなく、地域の人々が復興を評価できるような手法を考える必要がある。

被災地は、震災による課題と社会全体の共通課題を一挙に抱えたために、これから日本が直面していく諸課題に先んじて取り組むことができた。これらの取り組みの成果を発信していかなければならない。

また、震災から7年半近くが経過し、震災前と比べて地域構造に変化が生じているが、その方向がそれでよいのかどうか分析する必要がある。

「復興仕上げ3か年プログラム」については、この3年間で事業目的を達成して終わるもの、復興計画終了後も引き続き一般施策化していくものなど、復興の重点的な施策に絞り込んで整理していく必要がある。

(復興にかかる残された課題について)

NPOが震災直後のボランティア活動から始まって、NPO法人、コミュニティ・ビジネスへと大きく伸びてきているが、これらのNPOを育てるセンター(いきがいしごとサポートセンター)が2ヶ所(神戸・阪神)しかないのが現状である。大阪府では、市町が官設民営でNPOセンターを設置しているようだが、兵庫県でももっと進めるべきである。

また、市民一人ひとりが自分のまちのことを考えるということと、NPOが市民、企業、行政等からお金を調達して活動を進めるということが両輪となって進んでいくような社会を実現しなければならない。

一人暮らしのお年寄りが地域の中で何か役割を果たせるような高齢者の「生き方」に対する施策が必要である。

焦点を絞ったマーケティングプランの策定等による戦略的な企業誘致が必要である。現在、県・神戸市と研究チームをつくって取り組んでおり、年内には報告書をまとめる予定である。

今までになかった全く新しいものを新たに整備するようなまちづくりではなく昔からその地域にある既存の資源(神社や古い街並み等)を活用して、それに付加価値をつけていくようなまちづくりを進めるべきである。ルミナリエも旧居留地という古い街並みを利用しているから成功している。

にぎわい、人・NPO、地域をうまく結びつけるような制度やしくみをどのようにつくるかがこの3年間の課題である。アメリカでは、地域の人々が自分たちのまちを自分たちのお金で整備(清掃や緑化等)するBID(Business Improvement District)という制度があるが、こうした制度が参考になると考えられる。

区画整理事業のような目に見える事業等については、もっと状況をわかりやすく明らかにするべきである。

BID ある事業(地域の環境・景観整備等)が特定の地域に利益をもたらす場合に、その地域を明確に規定し、その地域の受益者(土地所有者等)から負担金を受け取る制度。カリフォルニア州等で法制化されている。

(まとめ)

本日は第1回目ということもあり、委員各位の復興の仕上げに対する基本的な考え方についてご意見を賜った。本日のご意見を踏まえて、次回以降の具体的な議論につなげていきたい。

次回の委員会では、復興事業の進捗状況や各種調査データ等と、震災復興にかかる残された課題とを関連づけて、そのつながりをうまく整理する必要があるため、事務局で資料等の準備をお願いします。

復興の仕上げの評価については、今後、多様な価値観があることを前提にしながら、代表的な地域を選んで復興状況の評価を行うといった試みも検討していく必要がある。

第2回委員会を7月30日、第3回委員会を8月27日に開催する。